

質問回答書

回答日:令和8年3月17日

案件名称:大阪市データ連携ツール導入業務委託

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	(資料2の別紙1)機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-19 認証認可	1-2-1: 庁内⇒管理基盤へのアクセス *1-1-1と同じ 1-2-2: 庁外⇒管理基盤へのアクセス *1-1-1と同じ について、 とありますが、 03_【別紙3】非機能要件補助資料.pdf 1-1. 接続方式の全体像と要件の概要 と表記不一致の箇所があり、別紙3を正とさせていただいてよいでしょうか？ (1-1-2と同じ、の誤りと思われま)	ご指摘のとおり、資料2の別紙1「機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線)」機能要件シート1-19認証・認可に不備がありましたので、訂正したものをHPにて公開します。正しくは、下記の通りです。また、同様に非機能要件シート9-1認証・認可の方式、多要素認証の方式も訂正しました。 訂正内容： ・1-2. 実行基盤は閉域接続可能、管理基盤は閉域接続不可の場合(iPaaS構成) - 1-2-1: 庁内⇒管理基盤へのアクセス *1-1-2と同じ - 1-2-2: 庁外⇒管理基盤へのアクセス *1-1-2と同じ
2	(資料1)入札説明書	2	4 入札参加資格	本件について、ジョイントベンチャー(JV)やコンソーシアム(共同企業体)での提案は可能でしょうか？ 可能な場合は、構成員の何れかが今回の入札参加資格を満たしていれば提案可能でしょうか？	ジョイントベンチャー(JV)やコンソーシアム(共同企業体)による入札参加は認めません。ただし、仕様書39ページ「9-5.再委託」のとおり、主たる部分を除いた業務の一部を、本市の承諾を得たうえで再委託を行うことは可能です。
3	(資料1)入札説明書	5	10 関係資料の貸与	関係資料に関するご質問を別途させていただくことは可能でしょうか。	質問受付期間が終了したため、貸与した関係資料に関するご質問は、一切お受けできません。
4	(資料1)入札説明書	6	11 入札手続等(7)入札保証金及び契約保証金等	「入札保証金(契約金額の100分の10以上)要」との記載がございますが、この「契約金額(=業務委託料)」に含まれる範囲としては、 ・請負契約代金(納品、検取後に御支払) ・準委任契約代金(毎月、作業時間による御支払) ・製品購入代金(購入時に御支払) ・年間保守代金(保守作業開始時に御支払) ・月間/年間利用料(従量課金、利用月または利用年毎に御支払) 上記の全てが含まれますでしょうか。 また、含まれる場合、年間保守代金や月間/年間利用料は令和9年度内までの合計になりますでしょうか。	契約金額とは落札決定した事業者が入札書に記載した金額に100分の10に相当する額を加算した金額であり、その内訳により、業務委託料であるかどうかを個別に判断するものではありません。
5	(資料1)入札説明書	7	12 提案書の作成・提出及びヒアリング(2)提案書の拘束力	「採用された提案書については、契約書に添付するため、記載されている事項の実施を前提とすること。採用された提案書に係る変更は、原則として行わない。」とありますが、契約を結ぶ場合の契約条件は調達仕様書に加え、提案書に記載した条件についても契約条件としていただけるものという認識で相違ございませんでしょうか。 また、契約条件の優先関係につきましては、提案書、調達仕様書の順に適用されるという認識で相違ございませんでしょうか。	提案書の取り扱いについては、「採用された提案書については、契約書に添付するため、記載されている事項の実施を前提とすること。採用された提案書に係る変更は、原則として行わない。」と記載しているとおりであり、契約条件ではありません。 提案書・調達仕様書の優先関係は明記しておりませんが、万が一齟齬や不一致等が生じた場合は、業務委託契約書(案)第24条(条件変更等)に基づき対応することとなります。
6	(資料1)入札説明書	8	12 提案書の作成・提出及びヒアリング(4)ヒアリング	「業務責任者として従事させる予定の者が参加すること」と記載がありますが、業務責任者は業務遂行責任者を指していますでしょうか。またヒアリング時に説明を行う者は業務遂行責任者以外でもよろしいでしょうか。またヒアリングにおいて、技術的な補足を行う要員の同席は認められますでしょうか。	業務責任者は調達仕様書「図表6-1-2 受注者体制に係る役割」における「業務遂行責任者」を想定しています。ヒアリング時は業務遂行責任者が主に説明することを期待します。また、技術的な補足を行う要員及びその他発言を予定している要員の同席は問題ありません。
7	(資料1)入札説明書	9	14 その他(19)	納付方法の詳細をご教示いただけますでしょうか。 例)銀行振込み等	本市が発行する納付書により納付していただきます。
8	(資料2)業務委託仕様書	1	図表1-2庁内データブリッジによって目指す姿の各項目	仕様書P1の図表1-2庁内データブリッジによってめざす姿の各項目は1-1.本事業の背景に記載されている課題に紐づいておりますでしょうか。その場合、「迅速なデータ連携」は、課題のデータの匿名化、秘匿化の作業負担に紐づいておりますでしょうか。(データの匿名化、秘匿化に紐づくめざす姿は何でしょうか)	お見込みの通りです。
9	(資料2)業務委託仕様書	2	1-3. 事業の将来展望	「AIを活用した事業企画の効率化等」、「今後構築を予定しているデータ利活用環境(DWH、データレイクハウス、BIツール等)へのデータ連携・加工・集約などのプロセスを自動化・統合する」を導入するにあたり、想定しているスケジュールがございましたら、提示いただきたい。	想定しているスケジュールはありません。
10	(資料2)業務委託仕様書	5	2-1. 本事業のスケジュール	R10年以降運用保守において、バージョンアップや制度改正に伴いプログラム改修等のシステム変更が必要となった場合には、別途見積提示を行い本委託契約とは別契約で対応する認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
11	(資料2)業務委託仕様書	5	2-1. 本事業のスケジュール	環境提供時期および運用開始時期について確認させてください。仕様書等では、令和9年3月頃に環境提供後、運用開始との記載がありますが、開発環境・検証環境・本番環境の正式な利用開始日については令和9年4月からであり、令和9年4月以前の利用については業務所管の利用はないと考えてよろしいでしょうか。	活用を希望するシステム所管にて要件を検討中であり、できるだけ早い利用を希望する所管もあります。契約後の調整の範囲とさせていただきます。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
12	(資料2) 業務委託仕様書	6	2-1. 本事業のスケジュール (2) 想定スケジュール	図表2-1-1のスケジュール案について、開発・検証環境以外の本番環境(閉域ネットワーク冗長含む)の構築もR9年3月末に完了し、成果物含めて納品が必要でしょうか。(一部R9年4月以降の引き渡しでもよい部分はありますでしょうか。)	仕様書のスケジュールはあくまで案のため、想定スケジュールを作成し、ご提案ください。
13	(資料2) 業務委託仕様書	6	2-1. 本事業のスケジュール (2) 想定スケジュール	eL-QRに対する連携アプリケーションの開発は契約の翌年度開始となり、開始までにアプリケーションに求められる仕様や連携先のサービスに変更が生じる可能性があると考えています。現時点で提示されている仕様と異なる場合、それに伴う費用については別途協議、変更契約の対象となる認識でよろしいでしょうか。	軽微な変更に関しては原則契約金額内での対応ですが、活用を希望するシステム所管にて要件を検討中のため、大幅な設計変更等が見込まれる場合は追加契約の可能性も含め、別途協議させていただきます。
14	(資料2) 業務委託仕様書	6	2-1. 本事業のスケジュール (2) 想定スケジュール	試行運用で対応する連携アプリケーションについて、連携開始予定期の記載はありますが、各アプリケーションの構築開始時期はいつからを想定されていますでしょうか。	活用を希望するシステム所管にて要件を検討中であり、できるだけ早い利用を希望する所管もあります。契約後の調整の範囲とさせていただきます。
15	(資料2) 業務委託仕様書	6	2-1. 本事業のスケジュール (3) 履行場所	貴市のセキュリティポリシー上、貴市施設及び貴市が入居する施設内で履行する必要がある場合は、貴市から履行場所および端末を無償でご提供いただく理解でよろしいでしょうか。	履行場所にかかわらず、本業務委託の履行にあたり、本市から端末等の貸し出しは想定しておりません。
16	(資料2) 業務委託仕様書	6	2-1. 本事業のスケジュール (4) 留意事項	「本委託業務の履行期間中に図表 2-1-2 に示す連携アプリケーション以外の構築を実施する場合に、受注者による技術サポート等の追加対応が必要になった際は、発注者と受注者で協議し、都度その対応について取り決めることとする。」の部分について、図表2-1-2にある連携アプリケーション以外の技術サポートも試行運用工程の運用保守業務として実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
17	(資料2) 業務委託仕様書	6	2-1. 本事業のスケジュール (4) 留意事項	受注者による技術サポート等の追加対応が必要になった際は、発注者と受注者で協議し、都度その対応について取り決めることとしますが、追加対応の内容は、あくまで技術支援に留まり、アプリケーションの構築作業は含まない認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
18	(資料2) 業務委託仕様書	6	2-1. 本事業のスケジュール (4) 留意事項	各所管課が調達した連携アプリケーション事業者に対する、受注者による技術サポートについて確認させてください。 仕様書等では、各所管課側の連携アプリケーション事業者に対し、受注者が庁内データブリッジに関する技術的な支援(技術サポート)を行うことが想定されていますが、その対応範囲および対応回数について、現時点での整理が読み取れないため確認させていただきます。 つきましては、受注者が担う技術サポートについて、以下を想定しておりますが認識相違ないでしょうか。 対象となる支援内容(設定内容の確認、エラー発生時の技術的助言、ログの見方の説明) 対応方法(メール回答、打合せ、ドキュメント提供) 対応回数・頻度の考え方(1システムあたり年4回)	提案するソリューションの特徴、提案者の考え方によって変わると想定されるため、庁内データブリッジを導入する目的を勘案して、本市の目的が達成できるようご提案ください。
19	(資料2) 業務委託仕様書	6	2-1. 本事業のスケジュール (4) 留意事項 図表 2-1-2 令和9年度に構築予定の連携アプリケーション	試行運用で対応する連携アプリケーションは仕様書記載のみの認識でよろしいでしょうか。これら以外に増える場合の対応に伴う費用については別途協議、変更契約の対象となる認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
20	(資料2) 業務委託仕様書	6	図表 2-1-1 スケジュール(案)	データセンターと庁内データブリッジ間の閉域接続は令和8年度の早い段階で実施し、閉域接続網を利用して結合テスト・総合テストを実施する必要があると認識しております。 令和8年度内の早い段階でNW設計等を含む設計を行いたいと考えていますが、貴市ネットワーク担当・ネットワーク保守業者様は令和8年度(第二四半期を想定)に設計に関する調整やネットワーク変更作業、ファイアウォールの導入作業等を実施可能という認識で齟齬はないでしょうか。	庁内データブリッジと庁内の閉塞ネットワーク間を専用線で接続するか、IP-VPNで接続するかによって、開始可能時期も変わる想定ですが、第3四半期～第4四半期のネットワーク変更作業、ファイアウォールの導入作業を想定しています。契約後に、ネットワーク変更作業、ファイアウォールの導入作業等の実施時期は本市ネットワーク担当・ネットワーク保守業者と調整をしてください。開発とテスト時期を分けるなど、柔軟な調整をお願いします。
21	(資料2) 業務委託仕様書	7	2. 本業務の内容 2-2. 調達範囲	技術者による荷役作業を準委任契約(毎月、作業時間による御支払)で行う事は可能でしょうか。	一部業務を準委任契約とすることはできません。
22	(資料2) 業務委託仕様書	7	2. 本業務の内容 2-2. 調達範囲	接続回線の設計/構築にあたり、データセンター内に設置するONUの回線納期に関連するため、大阪市様のデータセンターの詳細(住所等)が開示可能であれば、情報の提供をお願いいたします。	大阪市北区(大阪メトロ 谷町線・堺筋線「天神橋筋六丁目駅」から 徒歩で約10分)であり、所在地の詳細は契約後に開示します。
23	(資料2) 業務委託仕様書	7	2-2. 調達範囲 図表 2-2-1 本業務委託の範囲(概要)	「庁内データブリッジと本市NWとの接続回線(本市データセンター内に設置する ONU 等を含む)の設計/構築に必要な作業一式(本市情報通信ネットワーク保守事業者と調整の上実施すること)」と記載ございますが、貴市情報通信ネットワーク保守業者様との調整に見込まれる費用は、本調達の受注者負担となる認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
24	(資料2) 業務委託仕様書	7	2-2. 調達範囲 図表 2-2-1 本業務委託の範囲(概要)	データブリッジと庁内ネットワークとの接続設定作業は、貴市や庁内ネットワークの運用保守事業者との打合せ含めて原則現地対応が必要との認識でよろしいでしょうか。	打合せについては必ずしも現地対応は必要ありません。
25	(資料2) 業務委託仕様書	9	2-3. 構築工程における成果物 (1) 庁内データブリッジ・接続回線にかかる成果物	設計/構築計画書について、具体的にはどのような内容の記載を想定されておりますでしょうか。 設計/構築工程における進め方や実施プロセス、体制、スケジュール等を整理し、全体計画として示す資料を想定しておりますが、この理解で相違ございませんでしょうか。	おおむねその理解ですが、具体的な記載内容は提案書にてお示しください。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
26	(資料2) 業務委託仕様書	9~11	2-3. 構築工程における成果物 (2) eL-QR に対する連携アプリケーションにかかる成果物	貴市職員で実施いただく受入テストの準備の流れについて確認させていただきます。 受注者がテストチェックリストを作成し貴市に確認いただき、追加項目があれば貴市で反映する流れの想定でよろしいでしょうか。	チェックリストの追加項目の要否は本市で確認しますが、受入テスト仕様書としてチェックリストも納品いただく想定です。
27	(資料2) 業務委託仕様書	9~11	2-3. 構築工程における成果物 (2) eL-QR に対する連携アプリケーションにかかる成果物	貴市職員で実施いただく受入テストについてテスト件数によっては、構築スケジュール内で取まらない可能性があります。その場合は貴市と協議のうえ、実行可能なスケジュール、テスト件数に調整可能な認識でよろしいでしょうか。	仕様書のスケジュールはあくまで案のため、想定スケジュールを作成し、ご提案ください。
28	(資料2) 業務委託仕様書	11	2-3. 構築工程における成果物 (2) eL-QR に対する連携アプリケーションにかかる成果物	(2) eL-QR に対する連携アプリケーションにかかる成果物について、確認させていただきます。 プロジェクト計画書や設計/構築計画書について契約締結後14日以内、1カ月以内とありますが、R9年度対応予定のものについてはR9年度4月に提示する想定でよろしいでしょうか。	プロジェクトにかかる当初計画は令和9年度対応予定も含め、指定通りに提出してください。
29	(資料2) 業務委託仕様書	11	2-3. 構築工程における成果物 (2) eL-QR に対する連携アプリケーションにかかる成果物	受入テストを実施するために新たに連携アプリケーションを作ることは見込んでおりませんが、その前提でよろしいでしょうか。	問題ありません。
30	(資料2) 業務委託仕様書	13	2-3. 構築工程における成果物 (4) 留意事項	「必要に応じて本紙が実施する各所管課及び当該事業者への説明において受注者の同席及び説明補助を求める。」とありますが、リモートでのご対応も可能でしょうか。	問題ありません。
31	(資料2) 業務委託仕様書	13	2-3. 構築工程における成果物 (4) 留意事項	本業務委託において作成する設計書群や各種ガイドラインを共有することとありますが、事業者の立場になった場合、必要となる公開ドキュメントはサンプルとしてのeLQRの基本設計書、詳細設計書に加えて開発ガイドライン、開発ガイドライン、開発ガイドラインの3つと考えています。認識相違ないでしょうか。	現時点で認識相違ありませんが、試行運用工程での検討結果によって変更となる場合があります。
32	(資料2) 業務委託仕様書	14	2-4. 試行運用工程における成果物 (1) 試行運用工程における成果物	庁内周知用資料のページ数は5~10ページ程度を想定しておりますが、相違ないでしょうか。	提案するソリューション及び周知に対する考え方によって違いがあるため、前提をおいてご提案をお願いします。
33	(資料2) 業務委託仕様書	14	2-4. 試行運用工程における成果物 (2) 納品形態/納入場所/検収	「検収を受けるに当たっては、受注者は十分に事前に確認やテストを行った上で臨むものとし、本市担当職員の指定する検収場所において、レビュー、テストを完了すること。」とありますが、検査及び検収のタイミングは試行運用開始前に実施される認識でよろしいでしょうか。	試行運用工程の成果物の検収は各成果物の納品時期に行います。
34	(資料2) 業務委託仕様書	15	(1) 想定するシステム構成	下記の記述にある、新設するデータ連携用FWは本調達の対象外の認識でよいでしょうか。 「庁内データブリッジは閉域接続環境に構築し、新設するデータ連携用FWを通じて大阪府情報通信ネットワークと接続する想定である。」	お見込みの通りです。
35	(資料2) 業務委託仕様書	15	3. 本事業の推進方針 3-2. 庁内データブリッジの概要 (1) 想定するシステム構成	「庁内データブリッジは、管理基盤と実行基盤に分かれる」との記載がございますが、管理基盤、実行基盤のそれぞれに求められる機能の詳細をご教示いただけますでしょうか。	ソリューションによって管理基盤と実行基盤の機能配置が異なる場合がありますので明記は避けませんが、実行基盤は連携アプリケーションの実行の基盤、管理基盤は連携アプリケーションの管理を行います。
36	(資料2) 業務委託仕様書	15	3-2. 庁内データブリッジの概要 (1) 想定するシステム構成	NW回線敷設について確認します。 「庁内データブリッジは閉域接続環境に構築し、新設するデータ連携用ファイアウォール (FW) を通じて大阪府情報通信ネットワークと接続する」と記載されています。 本構成に関する設計・構築・接続にあたり、貴市のネットワーク事業者様との技術的な調整や手続きについては、受注者が主体となって実施する前提でよろしいでしょうか。 また、ネットワーク周辺の構築作業や各種テストについて、業務影響が想定される作業は、夜間や休日での対応が求められるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
37	(資料2) 業務委託仕様書	16	図表 3-2-1 システム構成図 (想定)	API提供機能の配置場所について、公開APIの入口はインターネット接続環境への配置を許容する認識でよいでしょうか。それとも、API提供機能についても実行基盤と同様に閉域接続環境内への配置が必要でしょうか。 実行基盤は閉域接続環境内への配置が求められている一方、管理基盤は閉域内またはインターネット接続環境への配置が可能と読めるため、API提供機能の扱いを明確にしたいです。	公開APIの利用は想定していません。
38	(資料2) 業務委託仕様書	16	3-2. 庁内データブリッジの概要 (1) 想定するシステム構成	業務系ネットワークおよび LGWAN 接続系ネットワーク内におけるデータ連携方式について確認させていただきます。 仕様書等では、当該ネットワーク内のデータ連携は、連携プロキシを経由したデータ連携を行うと記載されていますが、連携対象データ (ファイル) には機微情報は含まれていない認識で相違ないでしょうか。	活用を希望するシステム所管にて業務要件を検討中であり、個人情報が含まれる場合があります。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
39	(資料2) 業務委託仕様書	16	3-2. 庁内データブリッジの概要 (1) 想定するシステム構成	業務系ネットワークおよび LGWAN 接続系ネットワーク内のデータ連携は、ネットワークから連携ファイルをプロキシにFTP等でPUTしそのファイルを、データブリッジがFTPで取得する又は、連携プロキシからデータブリッジにデータをPUTとするようなイメージでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
40	(資料2) 業務委託仕様書	16	3-2. 庁内データブリッジの概要(2) 庁内データブリッジの機能概要	庁内データブリッジは共通データベースの役割を持たせないとのことですが、利便性向上のためデータ加工用の一時的なデータベースを持つことは問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
41	(資料2) 業務委託仕様書	17	(4) 連携アプリケーションの構成	「本市職員が庁内の連携アプリケーションを容易に探索・発見でき、それらを再利用する」と記載があるが、連携アプリケーションを再利用する際に、改修が必要となった場合は、連携アプリケーションを導入した事業者等にて改修を実施する想定でしょうか。	連携アプリケーション開発事業者との調整になります。
42	(資料2) 業務委託仕様書	17	3-2. 庁内データブリッジの概要 (4) 連携アプリケーションの構成	eL-QR連携アプリの構築においてもアプリ部品の再利用を意識して構築します。部品の分解粒度については、最小単位まで分解するのではなく、再利用可能な粒度までの分解でよろしいでしょうか。	提案いただくソリューションによって考え方が変わるため、提案書にその旨記載ください。
43	(資料2) 業務委託仕様書	18	図表3-2-4 連携アプリケーション構成 (業務統合型)	貴市が想定している「業務統合型」の具体的なユースケースを具体的にいくつか例示をお願いします(入力層のデバイスからデータ処理層の業務システムまでのEnd-to-Endまでの流れが認証も含めてわかるようにお願いします) 特に、以下の内容に疑義があり、それが払拭できるような例示をお願いします 【入力層】 PC/スマートデバイスから入力処理アプリ間は矢印のみで表現されているが、実際にはPC/スマートデバイスには実行アプリが仕込まれている、あるいは、業務システムを介して入力処理アプリへアクセスするのではないかと(その実行アプリや業務システムは本入札の調達範囲外との認識) 03_【別紙1】機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線).xlsxにも 個人連携アプリケーション利用時(ユーザー個人がシステム経由でバックエンド連携アプリケーションを実行等) というキーワードが出てきており、関連性も確認したい	連携アプリケーションのみを対象としているため、PC/スマートデバイス等のアプリケーションは含んでおりません。 図表3-2-4に記載している「アプリ」とはIFアプリケーションやシステムからAPIなどを介して入力を受け付けるアプリケーションを、入力処理アプリケーションと表現しています。
44	(資料2) 業務委託仕様書	18	図表3-2-4 連携アプリケーション構成 (業務統合型)	業務層の役割に「ビジネスロジックの実行制御(業務に合わせたデータの処理)」とありますが、ビジネスロジックが「03_【別紙1】機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線).xlsx」のどの機能を指しているかを明確にいただけるでしょうか	ビジネスロジックは、所管課の業務に合わせて作成することを想定しており、各業務単位でIFのエンドポイントとして作成します(APIなど) 「【別紙2】機能・非機能要件(eLQRに対する連携アプリケーション).xlsx」に示す機能要件を基に、業務単位で設計/構築する想定です。
45	(資料2) 業務委託仕様書	18	3-3. 責任分界の考え方	責任分界点について確認させてください。 ポータル機能は受注者で管理する認識ですが、掲載される連携アプリケーション情報の管理は、受注者側では判断がつかないと想定されるため各事業者の管理の認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。運用ガイドライン検討時に本市とともにルール等を検討いただきます。
46	(資料2) 業務委託仕様書	18	3-3. 責任分界の考え方	例外的に一部の運用保守作業と記載がありますが、例外的な運用保守作業についてどのような作業を想定されておりますでしょうか。	基盤にも影響のある作業など、連携アプリケーション開発事業者単独で解決できないような対応を指します。
47	(資料2) 業務委託仕様書	18	3-3. 責任分界の考え方	連携アプリケーションの運用保守体制について確認させてください。 仕様書等では、受注者と、各所管課が調達した委託事業者(本委託業務の受注者とは異なる事業者)が、それぞれ独立して運用保守作業を行うことを原則としつつ、例外的に一部の運用保守作業については、双方の責任分界を明確にしたうえで、適宜コミュニケーションを取りながら連携する旨が記載されています。これらの例外的な運用保守作業について、主体となる実施者、相互連携の方法(連絡窓口、エスカレーション、役割分担等)を、運用ガイドライン等で整理する前提でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
48	(資料2) 業務委託仕様書	19	3-3. 責任分界の考え方	デプロイ対応について、運用上は受注者が申請内容のレビューや日程・環境調整等を担う一方で、「デプロイ/リリース作業自体は各所管課にて実施する想定」と読み取れます。 この点について、デプロイ対応における役割分担の整理として、以下の認識で相違ないかご教示ください。 受注者が実施する範囲 (例：申請内容の確認、基盤側作業、権限設定、基盤の監視設定) 所管課(または所管課の委託事業者)が実施する範囲 (例：実際のデプロイ操作、動作確認、切戻し対応等)	お見込みの通りですが、具体的な作業内容は運用ガイドライン検討時に決定します。
49	(資料2) 業務委託仕様書	19	3-3. 責任分界の考え方 図表 3-3-1 責任分界の定義	図表3-3-1の右図⑥庁内データブリッジ利用・連携アプリケーションデプロイ・設定変更作業調整作業について、連携アプリケーション開発・運用保守では各所管課(委託事業者を含む)に○がついていますが、左図の各所管課(委託事業者も含む)には入っていないのですが、右図が正解でしょうか。(所管課がデプロイするケースもある)	共同して実施するため図表3-3-1の右図⑥の項目は両方に○が入っていますが、主たる実施者は受注者を想定しています。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
50	(資料2) 業務委託仕様書	20	4. 機能要求事項 4-2. ポータル要件 (3) ポータル機能と周辺機能の連携	P.21の図表4-2-1にて、「連携アプリケーション仕様 (OAS等)」と記載がございますが対象はREST APIのみと考えて問題ないでしょうか。	モック機能は主にREST APIを想定していますが、それ以外についても基本情報等、連携の概要が分かる程度の登録を予定しています。
51	(資料2) 業務委託仕様書	20	4-2. ポータル要件 (4) ポータルの機能要件 図表 4-2-3 ポータルの機能要件	ポータル機能の利用者範囲およびUI要件について確認させてください。庁内データブリッジにおけるポータル機能について、本業務において想定される主な利用者は、連携アプリケーションの設計・構築を行う開発者(所管課委託事業者等)に限定される認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
52	(資料2) 業務委託仕様書	22	図表4-2-3 ポータルの機能要件	モック機能 ・ポータル上でリアルタイムでの疑似動作確認ができること ・動作確認時は、本番に即したリクエストパラメータ、パラメータに沿ったレスポンスが動的に設定できること について、 図表3-2-3 データ連携の具体例 に示すAPI連携を意識した機能であると認識していますが、レスポンスは上流側に返す前提か、下流側への出力結果を返せばよいのか、どちらでしょうか 図表3-2-4 連携アプリケーション構成 (業務統合型) において、上流側 (入力層) に返す場合、End-to-EndがすべてAPI連携でつながっている必要がある認識です	モック機能で実装するモックのレスポンスは、そのIFアプリに対してリクエストを実行した際のレスポンスを結果として示すようにしてください。 (例: 入力層の入力処理アプリのモック機能であれば、入力処理アプリのリクエストを実行した際に、入力処理アプリのレスポンスを示す)
53	(資料2) 業務委託仕様書	24	6-1. プロジェクト管理要件 全般	受入テストは貴市が主体となって実施し、受注者はその支援を行うこと、また、受入テストの観点および品質基準については協議のうえ決定する旨が記載されています。品質基準について基準値があれば、ご提示いただけますでしょうか。	品質基準の基準値はありませんので、ご提案ください。
54	(資料2) 業務委託仕様書	25	6-1. プロジェクト管理要件 (3) プロジェクト体制 (役割と要員のスキル要件) 図表 6-1-2 受注者体制に係る役割	業務遂行責任者にて他チームとの兼務は原則不可とあります。他チームとは「庁内データブリッジ/接続回線の設計/構築責任者」などの各役割を指しますでしょうか。チームの定義を教えてください。	他チームとは「庁内データブリッジ/接続回線の設計/構築責任者」などの各役割を指します。
55	(資料2) 業務委託仕様書	25	6-1. プロジェクト管理要件 (3) プロジェクト体制 (役割と要員のスキル要件) 図表 6-1-2 受注者体制に係る役割	「庁内データブリッジ/接続回線の設計/構築責任者」について、庁内データブリッジ構築と接続回線の設計では求める専門的なスキルが異なると考えます。そのため、それぞれに責任者をあて、「庁内データブリッジ/接続回線の設計/構築責任者」を2名体制としてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
56	(資料2) 業務委託仕様書	25	6-1. プロジェクト管理要件 (3) プロジェクト体制 (役割と要員のスキル要件) 図表 6-1-2 受注者体制に係る役割	「庁内データブリッジ/接続回線の設計/構築責任者」と「庁内データブリッジ/接続回線の運用保守設計責任者」などは兼務可能でしょうか。	業務の進行に支障のない体制の構築を求めています。が、「庁内データブリッジ/接続回線の設計/構築責任者」と「庁内データブリッジ/接続回線の運用保守設計責任者」については兼務可能です。
57	(資料2) 業務委託仕様書	28~29	6-1. (4) プロジェクトに関わるステークホルダー	eL-QR連携アプリケーションの構築・テストにおいて、対向となる「基幹システム (財務会計システム等)」側の設定変更や結合テスト・受入テストへの協力が必要になると思われ。これらの基幹システム側のバンダー対応費用や体制確保については、本調達外で本市側にて手配される前提でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
58	(資料2) 業務委託仕様書	30	会議開催に関する留意事項	「会議内容を議事録に取りまとめ、会議翌営業日から3日以内に本市へ報告」と記載がございますが、「3営業日以内」という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
59	(資料2) 業務委託仕様書	30	6-1. プロジェクト管理要件 (5) コミュニケーション管理	成果物の確認および承認を円滑に進める観点から、以下について確認させてください。 本業務における貴市の体制について、仕様書等では2名程度と記載されていますが、成果物の確認・承認や意思決定について、あらかじめ合意したスケジュールに基づき、期日までにご対応・ご承認いただくことを前提としてよろしいでしょうか。 また、業務期間中に貴市側の体制見直しや担当者変更が生じた場合には、貴市において後任体制の確保および適切な引継ぎ (意思決定の経緯、合意事項、未決事項、課題、変更管理の状況等を含む) を実施し、事業継続に必要な役割や判断が途切れないよう運営される前提でよろしいでしょうか。 あわせて、体制変更起因して再説明や再合意が必要となる場合には、その影響 (スケジュール、体制、運用等) を整理のうえ協議し、必要に応じて再計画を行う前提としてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
60	(資料2) 業務委託仕様書	31	図表 6-2-1 開発方法	構築方針 (接続回線) ただし、庁内データブリッジの管理基盤が閉域接続できない場合は、大阪府自治体情報セキュリティクラウドを経由した接続とすること とありますが、 03_【別紙3】非機能要件補助資料.pdf 1-1. 接続方式の全体像と要件の概要 と表記不一致の箇所 (庁外アクセスは大阪府SC経由でない) があり、別紙3を正とさせていただいてよいでしょうか？	構築方針は大阪市情報通信ネットワーク内からのアクセスを想定した記載、別紙3は大阪市情報通信ネットワーク外からのアクセスを想定した記載です。
61	(資料2) 業務委託仕様書	31	6-2. 構築工程の委託要件 (2) 手法 図表 6-2-1 開発方法 接続方針	インターネット上に設置された庁内データブリッジとは管理基盤及び、実行基盤双方が対象との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
62	(資料2) 業務委託仕様書	31	6-2. 構築工程の委託要件 (2) 手法 図表 6-2-1 開発方法 接続方針	インターネット間で地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づいたセキュアな連携と記載があります。この情報セキュリティポリシーに関するガイドラインについてドキュメントなどを教えてください。	総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を指します。
63	(資料2) 業務委託仕様書	33	6-3. 試行運用工程の委託要件	試行運用対応の各アプリケーション事業者への対応はガイドラインの提供およびガイドラインに対するFAQ対応のみを想定しておいてよろしいでしょうか。	左記対応に加え、作成した各ガイドラインに基づいた対応をお願いします。
64	(資料2) 業務委託仕様書	33	6-4. テスト要件 (1) テスト方法	eL-QRに対する連携アプリケーションのテストについて確認します。 本業務におけるeL-QR連携アプリケーションのテスト実施に関し、受注者が実施可能な範囲と、貴市または関係機関による確認・承認が必要となる範囲について、確認します。 eL-QRは本業務の所管外システムであることから、連携アプリケーションのテストについては、本業務を所管している適切な所管課または関係部署にて確認・判断いただく前提でよろしいでしょうか。 また、その場合、テスト実施可否の判断主体、テスト実施にあたり必要となる事前調整については貴市にて調整いただくと認識していますが、認識相違ないでしょうか。	お見込みの通りです。
65	(資料2) 業務委託仕様書	33	6-4. テスト要件 (1) テスト方法	総合テスト、受入テストにおいて発生した障害は、必要に応じて発注者へ報告を行った後、復旧作業及び原因の解明、対策を行うこと。また、性能面での問題が発生した場合には、チューニングを施すこととあります。この際、性能指標となるデータや対象とする処理内容については、貴市よりご提示いただけたとの認識で相違ございませんでしょうか。	受注者にてご準備いただく想定です。
66	(資料2) 業務委託仕様書	33~34	6-4. テスト要件	eL-QR以外にも含めて対向システムとなる庁内側のシステムは開発環境、ステージング環境が準備されている想定で良いでしょうか？	共通納税IFシステムについては、テスト環境を準備されており、利用可能です。その他はテスト環境を準備している場合が多いですが、システムによって変わりますので、契約後各システム所管と調整となります。
67	(資料2) 業務委託仕様書	34	6-4. テスト要件 (2) テストデータ	実データを用いたテストの取扱いについて確認させてください。 仕様書等では、「受注者の開発環境で実データによるテストは認めない」旨が記載されています。 eLQR連携アプリケーションのテストに関しまして、テストパターンに漏れが無いよう、連携処理で扱われるデータのパターンについては、所管課から網羅的に提示される認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
68	(資料2) 業務委託仕様書	37	図表 8-1 サービスレベル項目 (案)	稼働率のSLAに、開発環境および検証環境は含む想定でしょうか。	開発環境および検証環境は含みません。
69	(資料2) 業務委託仕様書	37	8. サービスレベル合意	稼働率について、受注者側で対応できない以下のようなケースにおいては稼働率の算出対象外の認識でよろしいでしょうか。 ・ iPaaSが稼働するクラウドサービス (AWS、MS Azureなど) 起因の停止 ・ 受注者以外が構築した連携アプリケーションの停止	お見込みの通りです。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
70	(資料2) 業務委託仕様書	38	9-4. 経費積算に当たっての留意事項	<p>調達仕様書の要求事項を確実に満たしたうえで、契約後の要件定義・設計・テストを円滑に進めるため、調達仕様書と提案書の整合（未記載要件や解釈差異が生じた場合の扱い）について確認します。</p> <p>当社は提案書および提案書付属資料において、現時点での前提条件・制約条件・対象外事項等を明示して提案しますが、契約後に調達仕様書と提案書の記載内容について発注者・受注者間で認識相違が判明した場合は、当該箇所を論点として整理したうえで、まずは双方で根拠（調達仕様書、質疑回答、提案書記載等）を確認し、解釈の妥当性について協議する進め方を想定してよろしいでしょうか。</p> <p>そのうえで、当該論点が提案書に明示した前提条件・制約条件と整合しない追加要求等に該当する場合は、変更管理の対象として影響（費用・期間・品質・運用）を整理したうえで、発注者判断により対応方針（実施/代替/見送り/追加契約等）を確定し、必要に応じて再計画する進め方を想定してよろしいでしょうか。</p>	<p>概ね左記のとおりですが、設計図書等に不一致・脱漏・不明確さ等がある場合は、業務委託契約書（案）第24条（条件変更等）に基づき受注者から速やかに通知・確認請求し、発注者が調査・結果通知のうえ必要に応じて訂正・変更（第24条第4項）する整理となります。</p> <p>また、その訂正・変更内容が「追加要求」や、設計図書等の変更として扱うべき内容に該当する場合は、第25条（設計図書等の変更）により、発注者が受注者へ変更内容を通知し、必要に応じて履行期間・業務委託料の変更（第31条（業務委託料の変更方法）・第30条（履行期間の変更方法））を行うこととなります。</p>
71	(資料2) 業務委託仕様書	38	9-4. 経費積算に当たっての留意事項	<p>仕様書では「追加費用の発生は想定しておらず、必要な費用は契約金額に含まれる」と記載されている一方、「資料2の別紙3：非機能要件 補助資料」内の運用プロセスの「#1：庁内データブリッジの利用申請対応の業務プロセス」の記述からは「拡張が必要な場合には追加契約を検討する」とも読み取れます。この点について、契約期間中にキャパシティ増強（回線増速、リソース増設、ライセンス追加等）が必要となった場合の費用負担は、原則として契約金額内での対応（契約内吸収）となるのかそれとも当初想定外の要件として、別途協議・追加契約の対象となるのか考え方を教えてください。</p>	<p>軽微な変更に関しては原則契約金額内での対応ですが、活用を希望するシステム所管にて要件を検討中のため、大幅なリソース超過等が見込まれる場合は追加契約の可能性も含め、別途協議させていただきます。</p>
72	(資料2) 業務委託仕様書 (資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	仕様書8ページ 機能要件1-3	調達範囲	<p>業務仕様書本編に記載の調達範囲イメージでは、貴市データセンター内に設置されるルータのデータブリッジ側インターフェースまでが調達範囲となっております。また、機能要件仕様書の「責任分界」の項では、貴市データセンター内に設置されているルータまでが構築ベンダーの責任範囲と記載されています。</p> <p>上記を踏まえて、以下の認識で齟齬ないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ONUルータ(①)は、本業務での納品物 ・データセンター内に設置されるルータ(②)は、貴市調達・導入物 <p>・連携基盤構築ベンダーの責任範囲は、「データブリッジ本体」～「②のデータブリッジ側インターフェース」まで</p> <p>※①→②の接続ケーブルは、連携基盤ベンダーが準備する想定。</p>	<p>連携基盤構築ベンダー、連携基盤ベンダー、構築ベンダーが受注者のことを指しているのであれば、お見込みの通りです。</p>
73	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	-	機能要件1-6 (基本機能)システム間データ連携の基本方針(連携種別)	<p>【2. 庁外システム】の連携種別としてSOAP APIの記載がございますが、SOAP APIについてもポータルにてモック機能が必要になりますでしょうか。</p> <p>※弊社質問No.6とも関連しております。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
74	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	-	機能要件1-6 (基本機能)庁内データブリッジの基本機能(認証・認可)	<p>多要素認証に方式として「電話、SNS、Authenticatorのいずれか」との記載がございますが、秘密鍵を使用した認証も多要素の要素として考えても問題ございませんでしょうか。</p>	<p>「電話、SNS、Authenticatorのいずれか」を実現するための手法として秘密鍵を採用することは問題ありません。</p>
75	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	-	機能要件2-7 (データ連携機能)コネクタによるサーバ連携(連携対象)	<p>庁内システムの「パッケージシステム（自治体向け製品含む）」にて、具体的な製品名をご教示いただけますでしょうか。（具体的な製品名のご提示が難しい場合は、その旨ご回答ください）</p>	<p>具体的な製品名の提示が難しいため、契約後に調整予定です。</p>
76	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	-	機能要件3-1 (データ加工・編集)加工・編集の仕様(加工・変換共通処理)	<p>「クレンジング（欠損値補充・異常日付の修正等）」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に決定したルールに則ってデータの変換(修正)をする ・エラー判定し、ユーザ様にデータの修正を促す <p>といった仕組みでも問題ございませんでしょうか。</p> <p>ユーザ様がエラーデータの修正ができるようなインターフェース画面をご要望されるかをご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>機能要件としては求めておりませんが、ご提案を妨げるものではありません。</p>
77	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	-	非機能要件10-1 (情報システム稼働環境に関する事項)開発環境、検証環境、本番環境(情報システムの提供環境)	<p>「・庁内データブリッジ上に構築する連携アプリケーションごとにサーバーのインスタンスを分離できる構成とすること」について、「連携アプリケーションごと」とは、今回の調達範囲に含まれている「eL-QR」や、調達仕様書の図表2-1-2に記載されている今後構築予定の「大阪市重度障がい者等タスクチケット給付システム」「保健師活動支援システム」ごとにサーバーのインスタンスを分けられたいということでしょうか。</p> <p>可能でしたら、分けられたい理由をご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>必ずしもシステムごとにインスタンスを分ける必要はありませんが、膨大または頻度の高いデータの連携・加工がある場合など、適切な管理を実現するためにインスタンスを分ける必要がある場合を想定しています。</p>
78	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	(補足資料) 非機能要件2_規模に関する事項	1~6	<p>構築予定の連携アプリケーションについて、想定している連携先システムが決まっている場合、提示いただきたい。</p>	<p>「資料2の別紙1_機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線)」(補足資料)非機能要件2_規模に関する事項の通りです。</p>

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
79	(資料2の別紙1)機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線)	(補足資料)非機能要件2-規模に関する事項	1~6	構築予定の連携アプリケーションについて、各連携アプリケーションが「業務統合型」、「データ連携型」のどちらを想定しているのか、提示いただきたい。	活用を希望するシステム所管にて要件を検討中のため、現時点では未定です。
80	(資料2の別紙1)機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線)	(補足資料)非機能要件2-規模に関する事項	1~4,7	「1回あたりの連携データ量：1GB以上」と記載があるが、想定している平均の連携データ量の想定がございましたら、提示いただきたい。	現時点では未定のため、事業の目的を踏まえ、他都市など過去の実績をもとに、ご提案ください。
81	(資料2の別紙1)機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線)	(補足資料)非機能要件2-規模に関する事項	全般	データ量が「1GB以上」となっているものに関しまして、これは1から3GB程度のサイズ感と考えてよろしいでしょうか。もしそれ以上のサイズになるのであれば、どれほどのサイズレンジがご教示ください。	現時点では未定のため、事業の目的を踏まえ、他都市など過去の実績をもとに、ご提案ください。
82	(資料2の別紙1)機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線)	(補足資料)非機能要件2-規模に関する事項	全般	当該資料では、現時点で連携が想定されているデータ量について「1回あたりの連携データ量：1GB以上」など、下限値のみの表現となっているユースケースが複数記載されています。この場合、提案時点では上限値や将来的な増加量を見込むことが困難であり、連携データ量の増加により、採用する製品・サービスのライセンスやリソースが当初想定を超える可能性があります。つきましては、運用において連携データ量が当初想定を超過した場合の扱い(例：ライセンス追加、リソース増強等)、それに伴い費用が発生する場合の整理(契約内での対応、別途協議、変更契約の対象となるか等)について、現時点での貴市の想定や考え方をご教示ください。	現時点では上限値は未定のため、事業の目的を踏まえ、他都市など過去の実績をもとに、ご提案ください。活用を希望するシステム所管にて要件を検討中のため、大幅なリソース超過等が見込まれる場合は別途協議させていただきます。
83	(資料2の別紙1)機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線)	(補足資料)非機能要件2-規模に関する事項	全般	規模要件の補足で、複数ユースケースが「処理件数未定」等となっております。この場合、提案時点では上限値や将来的な増加量を見込むことが困難であり、連携データ量の増加により、採用する製品・サービスのライセンスやリソースが当初想定を超える可能性があります。つきましては、実運用において連携データ量が当初想定を超過した場合の扱い(例：ライセンス追加、リソース増強等)、それに伴い費用が発生する場合の整理(契約内での対応、別途協議、変更契約の対象となるか等)について、現時点での貴市の想定や考え方をご教示ください。	現時点では上限値は未定のため、事業の目的を踏まえ、他都市など過去の実績をもとに、ご提案ください。活用を希望するシステム所管にて要件を検討中のため、大幅なリソース超過等が見込まれる場合は別途協議させていただきます。
84	(資料2の別紙1)機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線)	[機能要件]シート4行目/通信経路	耐障害性の考慮	各経路に応じて以下の要件を満たすこと／【1. 庁内⇄庁内データブリッジ】の部分で、「耐障害性を考慮し、異キャリアもしくは異経路による、Active/Standbyの冗長構成とすること」とありますが、異経路について、一部共用区間が入っても問題ございませんでしょうか。(回線は冗長化する前提です。)	一部共用区間がどこを示しているかにもよりますが、一部共用区間の障害により、両回線がダウンするのであれば、冗長化とはいえず許可できません。
85	(資料2の別紙1)機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-3責任分界	・庁内データブリッジの以下領域は構築ベンダーの責任範囲とし、障害対応やセキュリティ対策を講じ、SLAに基づいたサービスを提供すること -庁内データブリッジと本市NW間の接続回線及び本市データセンター内(大阪市北区)に設置するルータ とありますが、 02_業務委託調達仕様書.pdfの、図表2-2-1 本業務委託の範囲(概要)では ※庁内データブリッジと大阪市情報通信ネットワークを接続するファイアウォール及びルータは本市より提供するため、調達対象外とする ともあり、表記不一致です。どちらが正しいでしょうか	後者の「庁内データブリッジと大阪市情報通信ネットワークを接続するファイアウォール及びルータは本市より提供する」が正となります。
86	(資料2の別紙1)機能・非機能要件(庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-4連携対象となるシステム種別	・庁内データブリッジとして、下記のシステムと庁内データブリッジが接続できること(ただし、将来の利用拡張に伴い接続対象は増える想定) 【1. 庁内システム】 ・ファイルサーバー(SFTP/FTP) とありますが、ファイルサーバーは(S)FTPサーバーとして稼働しているのでしょうか。また、CIFSやSMBは非サポートでしょうか	現行ファイルサーバは(S)FTPサーバとして稼働しています。また、今後の想定としては複数のファイルサーバとの接続を想定しているためCIFSやSMBのサポート状況は異なります。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
87	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-4.5 システム間データ連携の基本方針	【2. 庁外システム】に「・SNS (X/Facebook/Instagram等)」と記載がありますが、具体的にどのような目的での利用を想定しておりますでしょうか。	今後開発予定のデータ活用基盤やBIツールへのデータ収集等を想定しています。
88	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-11構築環境	・構築環境は、以下に対応できること 【1. 構築環境面】 ・物理的/論理的に分離された、開発環境/検証環境/本番環境の3面を構築できること について、分離方法は提案による、でしょうか	分離方法は提案によります。
89	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-11構築環境	・構築環境は、以下に対応できること 【2. 環境別の制限・制御】 ・各環境において、アクセス可能なユーザーや権限管理、拠点制御ができること について、拠点制御とは具体的にどのような機能を具備する必要がありますか	接続元による制御のため、主にIPアドレスでの制御を想定しています。
90	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-19認証認可	1-1-1: 庁内⇒管理基盤、実行基盤へのアクセス *認証基盤: ActiveDirectory、EntraIDを使用して認証されること について、 庁内からのアクセス＝貴市職員を想定した方式と理解しましたが、貴市所有の認証基盤を利用可能でしょうか 想定していない場合、提案者準備となるため、ユーザー数をご教示願います	必要に応じて本市認証基盤の利用は可能です。
91	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-19認証認可	1-1-2: 庁外⇒管理基盤、実行基盤へのアクセス *多要素認証 (MFA) : 庁外NWからのアクセスの場合は多要素認証を必須とし、認証方法については、発注者と事前に調整すること (電話、SMS、Authenticatorのいずれかによる認証) について、 庁外からのアクセス＝開発者 (02_業務委託調達仕様書.pdf 図表4-2-1) を想定した方式と理解しましたが、ライセンス数算出のためユーザー数前提を指定願います	ユーザー数は活用を希望するシステム所管との調整となりますので、前提を置いて算出してください。
92	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-19認証認可	【2. 個人連携アプリケーション利用時 (ユーザー個人がシステム経由でバックエンド連携アプリケーションを実行等)】 の利用ユーザーとは、市職員をさし、それ以外の市民は含まれない、でよいでしょうか 非機能要件2-5の利用者数に「申請者 (市民)」が表記されていますが、一般市民も認証対象となると規模が読めません	市職員を指します。
93	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	2-6転送方式	・ファイル連携の転送時のプロトコルとして以下に対応していること - FTP - SFTP (庁内データブリッジとインターネット間の連携はSFTPを必須とする) とありますが、庁内システムとの連携において、CIFSやSMBは不要でしょうか	現行ファイルサーバは (S) FTPサーバとして稼働しています。また、今後の想定としては複数のファイルサーバとの接続を想定しているためCIFSやSMBのサポート状況は異なります。
94	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-4連携対象となるシステム種別 1-5連携対象となるデータ種別 1-6連携種別 2-7連携対象	パッケージシステム (自治体向け製品含む) について、具体的なパッケージ名の指定がありませんので、対応不可のパッケージがある場合は受注後の調整とさせていただけるでしょうか	契約後に調整可能です。
95	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件 _1-1	通信経路	回線の異キャリア冗長要件を満たす条件について、以下の条件を満たす必要があると考えておりますが、認識齟齬はないでしょうか。 ・正副回線の一方のキャリア障害がもう一方の回線に影響しない その他条件があればご教示ください。	お見込みの通りです。
96	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件 _1-1	通信経路	貴市データセンターは、異経路収容の設備のあるビルでしょうか。異経路に指定する範囲は、最寄りの収容局から貴市データセンターまでの経路も含まれますでしょうか。	回線に関する異経路収容の設備を有しており、異局ルートにて回線提供可能です。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
97	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件 _1-19 非機能要件9-1	認証・認可	<p>認証・認可要件の以下記載について、1-1-2 と 1-2-2 では庁外アクセス時の認証要件が異なるものと認識しています。これは、IaaS構成では庁外アクセスを例外的・限定的な保守用途として想定し、iPaaS構成では管理基盤への通常運用アクセスを想定している、という理解でよいでしょうか。記載意図を補足いただけます幸いです。また、その場合でも庁外アクセス時のMFA可否は両構成で共通必須かをご教示ください。</p> <p>-----</p> <p>【1. 基盤アクセス時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1-1. 管理基盤、実行基盤共に閉域接続可能の場合 (IaaS構成) <ul style="list-style-type: none"> - 1-1-1: 庁内⇒管理基盤、実行基盤へのアクセス <ul style="list-style-type: none"> *認証基盤: ActiveDirectory、EntraIDを使用して認証されること *認証: SAMLによるSSO *認可: ユーザーはロールを付与でき、ロールベースによる制御に対応していること - 1-1-2: 庁外⇒管理基盤、実行基盤へのアクセス <ul style="list-style-type: none"> *認証: Basicを使用して認証されること *多要素認証 (MFA) : 庁外NWからのアクセスの場合は多要素認証を必須とし、認証方法については、発注者と事前に調整すること (電話、SMS、Authenticatorのいずれかによる認証) *認可: ユーザーはロールを付与でき、ロールベースによる制御に対応していること ・1-2. 実行基盤は閉域接続可能、管理基盤は閉域接続不可の場合 (iPaaS構成) <ul style="list-style-type: none"> - 1-2-1: 庁内⇒管理基盤へのアクセス <ul style="list-style-type: none"> *1-1-1と同じ - 1-2-2: 庁外⇒管理基盤へのアクセス <ul style="list-style-type: none"> *1-1-1と同じ 	両構成ともに庁外アクセスを通常運用アクセスと想定しています。また、庁外アクセス時のMFAは必須です。
98	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件 _2-1	端末	開発環境用端末として、弊社業務端末を利用することは可能でしょうか。(本番環境にアクセスする運用・保守端末は、専用端末を整備する想定です)	可能です。端末要件等は仕様書の通りです。
99	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	3-1 性能に関する事項	<p>オンラインレスポンスの性能要件における応答時間 (単純処理1秒以内、複雑処理10秒以内) について、判定対象はエンドツーエンドの応答時間でしょうか。それともサーバ処理時間のみでしょうか。</p> <p>非機能要件では「定常時サーバ処理時間」と読めるため、ネットワーク遅延や外部接続先応答時間を含むかを明確にしたいです。</p>	定常時のサーバ処理時間を想定しています。
100	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	9-3 データの秘匿	通信の暗号化を実装するにあたっての、認証局からの証明書取得は、発注者側にてご準備いただける認識で問題ないでしょうか。	受注者側での取得を想定しています。
101	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	5-1	柔軟にリソース調整 (スケールアップ・スケールアウト) が可能であることとありますが、リソース拡張作業やそれに付随するライセンスにかかる費用については各所管課が持つということでしょうか。リソースやライセンスに関する費用分担の考え方についてご教示をお願いします。	費用負担は本市となりますが、各所管課の負担要否はソリューション決定後調整します。
102	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	9-5	ログは1年以上保管できることと記載がありますが、ログは1年 (12カ月) 保管で問題ございませんでしょうか。	現時点ではお見込みの通りですが、活用を希望するシステムや業務のルールに基づき、保管期間が1年以上となる場合があります。なお、ログの保管はソリューション上での保管に限定しません。
103	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	12-11	データブリッジのテクニカルサポート対応やヘルプセンターの言語は、日本語に限定されますでしょうか。	ソリューションのサポート等は日本語に限りませんが、職員や事業者を対象とした窓口は日本語で対応ください。
104	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件 _10-1	情報システムの提供環境	庁内データブリッジの各環境に貴市独自URLを設定する際、ドメインは、貴市既存ドメイン (city.osaka.jpもしくはcity.osaka.lg.jp) 配下にサブドメインを新設して利用する想定でよろしいでしょうか。また、TLS証明書の取得主体は、貴市か基盤側かどちらを想定されておりますでしょうか。	本市ドメインの取得が望ましいです。TLS証明書については受注者側での取得を想定しています。
105	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件 2-1	【2. 作業端末 (ハードウェア)】	専用端末が適用される範囲を提示いただきたい。メール、資料レビューであれば、専用端末である必要はないでしょうか。	メール、資料レビューに関しては、事業者の管理の下 (セキュリティ対策を実施) であれば、専用端末である必要はございません。
106	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-19 認証・認可	「認証基盤: ActiveDirectory、EntraIDを使用して認証されること」と記載があるが、既存のオンプレActiveDirectoryのユーザ情報を使用し、SSOを実現する想定でしょうか。また、オンプレActiveDirectoryの情報を使用し、SSOをする場合、既存EntraIDとオンプレActiveDirectoryの情報は同期されている想定で問題ないでしょうか。	お見込みの通りです。
107	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-1 通信経路	「インターネット上に配置された庁内データブリッジと、庁内の閉塞ネットワーク間は、以下の要件を満たした閉域接続ができること」と記載がございますが、「02_資料2業務委託仕様書.pdf」のP34の構築方針には「インターネット上に配置された庁内データブリッジと、庁内の閉塞ネットワーク間は、専用線または IP-VPN による閉域接続ができること。」との記載もございます。念のための確認ですが、接続方法は専用線、またはIP-VPNのいずれかの接続を想定されていると理解して問題ないでしょうか。	問題ありません。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
108	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-2	「・庁内データブリッジ(管理基盤及び実行基盤)を、クラウド環境上に配置できること」と記載があるが、一方で業務委託仕様のP16には「※2管理機能は閉域接続環境下もしくはインターネット環境下(大阪府 SC経由)のいずれかの配置となる」と記載があります。この記載は、クラウド環境への配置可否の要件であり、インターネット(閉域接続)のみでの設置でも問題ない理解でよろしいでしょうか。	問題ありません。
109	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-10	データの変換・加工処理のジョブ開発は、ノーコードのGUI操作を基本にする認識でよろしいでしょうか。	学習コストが低く、複数ベンダーにて開発が容易であればノーコード等も問題ありません。
110	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-11	サービス独自の言語を使用したコーディングのローコードによるジョブ開発は、要件に満たしていただけますでしょうか。	学習コストが低く、複数ベンダーにて開発が容易であればノーコード等も問題ありません。
111	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-11	3面準備する環境の利用想定について確認させてください。各環境の利用は以下を想定しておりますが認識っておりますでしょうか。 ・開発環境はアプリを構築、単体・結合テスト ・検証環境は総合テスト ・本番環境は受け入れテスト/本番運用	お見込みの通りです。
112	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	1-14	組合せに対応したセキュリティポリシーが担保されていることと記載がありますが、具体的にどのようなポリシーが担保されるべきか具体例をご教示ください。	提案するソリューションにより、セキュリティ対策に一長一短が生じる想定です。ソリューションに応じた情報資産における機密性・完全性・可用性を確保するため、必要なセキュリティ対策をご提案ください。(大阪市情報セキュリティ対策基準_1_目的)
113	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	2-6	FTP/SFTPでの連携は、データブリッジ側にFTP/SFTPサーバを建てて連携する場合と、対抗システムにFTP/SFTPサーバが建てており、それと連携する場合、両方を考慮しておけばよろしいでしょうか。	データブリッジ側でFTP/SFTPサーバを建てることは想定していません。
114	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	3-1	庁内データブリッジとして、以下の加工・変換処理に対応している必要がありますか。 ・暦変換(西暦⇒和暦) ・漢数字を数値の変換 ・文字変換(ひらがな⇄カタカナ) ・半角全角変換	現時点で活用を希望するシステム所管にて要件を検討中です。そのため、左記の対応は望ましいですが必須ではありません。必要に応じてご提案ください。
115	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	機能要件	3-2	複雑なロジックのスク립ト埋め込みに使用する言語は、非機能要件の7-2と同様にPython等、標準的なプログラム言語で行う必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
116	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	9-4	ログデータの監視対象は、連携アプリのログ(eL-QR連携アプリ除く)は対象外でよろしいでしょうか。	運用ガイドラインにて連携アプリ開発事業者との責任境界を検討することとしていますので、考え方をご提案ください。
117	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	9-7	クラウドサービスの法令への対応について確認させてください。非機能要件では、「ISO27001およびISO27017認証済みであり、ISMAP認証を受けたクラウド環境上にサービスが構築されていること」と記載されています。この点について、ISO27001は保有しておりISO27017認証を取得予定、計画・時期の提示が可能であれば要件を満たすものとみなしていただくことは可能でしょうか。又は、ISO27017相当の管理策・要件を満たしていることをサービス仕様書等に明記されていることをもって、要件を満たすものとして扱うことは可能でしょうか。(過去、官公庁案件では上記にて保有同等とみなしていただいた実績があります。)	ISO27017相当の管理策・要件を満たしていることをサービス仕様書等に明記されていることをもって、要件を満たすものとして扱うことは可能です。
118	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	9-7	ISO27001/27017の認証について、入札時点で取得見込みであり、試行運用期間前までに取得すれば問題ないでしょうか。	問題ありません。提案時にISO27017相当の認証を満たしていることをサービス仕様書等に明記されていることをもって、要件を満たすものとして扱うことは可能です。
119	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	10-1	独自URLの対象はWEB API接続時に利用するURLのことでしょうか。	お見込みの通りです。
120	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	12-1	月次の稼働状況報告打合せに、データ連携サービスのメーカーの同席は必要でしょうか。その場合、リモートでの参加でも問題ないでしょうか。	メーカーの同席は必須ではありません。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
121	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	12-5	システムの設定変更はiPaasの管理画面上外のサービス提供機能の変更は対象外でよろしいでしょうか。	基本はiPaasの管理画面が対象となる想定ですが、画面外であっても、本市が定めた監視項目の設定変更が求められる場合は対応対象になります。
122	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	12-8	大規模災害時を想定した対応、リハーサルはiPaasベンダー、アプリ開発ベンダーも参加する想定でしょうか。	メーカーの参加は必須ではありませんが、必要に応じてご検討ください。
123	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	12-9	データブリッジの基盤管理と連携アプリケーションは統一されたシームレスなシステム(画面、URL)で管理(監視)する前提でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
124	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	12-10	「障害発生時の一次受けを行い、障害内容を基にアプリケーションの保守運用事業者と協議し復旧対応責任者を取り決める」とありますが、ネットワークなどにも影響が及ぶ場合はネットワーク構築事業者等他業者ともやり取りを行い、改善に向けて協議を行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
125	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)	非機能要件	12-10	業務影響の大きいデータ連携サービスの障害が発生した場合、対面での報告が求められる認識ですが、その場合メーカーの同席も必須と考えてよろしいでしょうか。	障害の規模により調整します。
126	(資料2の別紙1) 機能・非機能要件 (庁内データブリッジ・接続回線)		規模に関する事項	「(補足資料)非機能要件2_規模に関する事項」において、福祉局等のシステムで「1回あたりの連携データ量：1GB以上」と記載されています。クラウドのデータ転送量(従量課金)や100Mbps回線の帯域圧迫リスクを正確に見積もるため、「1GB以上」の最大想定データ量(上限目安)、あるいは月間総転送量の想定はございますでしょうか。	現時点では未定のため、事業の目的を踏まえ、他都市など過去の実績をもとに、ご提案ください。
127	(資料2の別紙2) 機能・非機能要件 (eL-QRに対する連携アプリケーション)	機能要件	1. 納付書情報登録ファイルアップロード要件	[連携処理A]納付書情報登録ファイル取得(連携元：基幹システム)において、納付書情報登録ファイルを基幹システムと庁内データブリッジ間でFTP連携する想定だが、連携処理のきっかけになるのは、基幹システムor庁内データブリッジどちらでしょうか? ・基幹システムから庁内データブリッジに対してFTPでファイルを送る ・庁内データブリッジから基幹システムに対してFTPでファイルを取りに行く	庁内データブリッジをきっかけに、庁内データブリッジから基幹システムに対してFTPでファイルを取りに行く想定です。
128	(資料2の別紙2) 機能・非機能要件 (eL-QRに対する連携アプリケーション)	機能要件	3. 納付情報ファイルダウンロード要件	[連携処理A]納付情報ファイル取得(連携元：共通納税IFシステム)において、日次のスケジュール実行以外にも、※午前9時にファイルが格納されない等のイレギュラーが生じた場合の対応として、午前9時の取得とは別に任意で取得できる機能等も望ましい。との記載があるが、任意のタイミングで実行作業を行う担当者の想定(例：大阪市職員、データブリッジ提供事業者、eL-QR連携処理の開発事業者など)を教えてください。 質問の背景としては担当者のITスキルや管理権限に応じた実行インタフェースを用意する必要があるからです	大阪市職員が実行するものとしてください。 職員が任意のタイミングで連携処理Aを実行することで、データ取得及びその後続処理が行われる仕様を想定しております。
129	(資料2の別紙2) 機能・非機能要件 (eL-QRに対する連携アプリケーション)	全般	テスト環境	eL-QR連携では共通納税IFシステムなどの外部システムはテスト環境は利用可能でしょうか?	共通納税IFシステムについては、テスト環境を準備されており、利用可能です。 その他はテスト環境を準備している場合が多いですが、システムによって変わりますので、契約後各システム所管と調整となります。
130	(資料2の別紙2) 機能・非機能要件 (eL-QRに対する連携アプリケーション)	非機能要件	9-5	連携データログの保管責任について、eL-QRは受注者がアプリ構築業者に該当するため受注者保管、それ以外の連携アプリは各構築事業者がログ保管責任を負う、という理解で間違いないかご教示ください。	運用ガイドラインにて連携アプリ開発事業者との責任分界を検討することとしていますので、考え方をご提案ください。
131	(資料2の別紙2) 機能・非機能要件 (eL-QRに対する連携アプリケーション)			eL-QR連携構築時に、基幹システム側は基幹システム側で使用できるテスト環境をご用意されている理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
132	(資料2の別紙2) 機能・非機能要件 (eL-QRに対する連携アプリケーション)			基幹システムとのテスト時に使用できるデータはご用意いただけるという理解でよろしいでしょうか。 試験に使用できるデータが存在しない場合、試験用のデータを作成する業務は当案件の業務範囲に含まれない認識ですが相違ございませんでしょうか。	パターンを網羅した実データを貸与しますので、受注者にてテストデータを作成ください。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
133	(資料2の別紙3) 非機能要件補助資料	3	1-1. 接続方式の全体像と要件の概要	1-1. 接続方式の全体像と要件の概要 における iPaaS 構成時の認証方式について確認してください。 同資料では、管理基盤が閉域接続不可の場合 (iPaaS構成) において、管理基盤へのアクセスに関する認証要件が整理されていますが、この場合、貴市の ActiveDirectory または Entra ID を用いた認証に必ずしも対応する必要はなく、iPaaS基盤側で払い出されるユーザを用いて管理画面へアクセスし連携アプリケーションの構築・管理を行う認識でよろしいでしょうか。	「資料2の別紙3_非機能要件補助資料」1-1. 接続方式の全体像と要件の概要をご覧ください、要件を満たせるのであれば問題ありません。
134	(資料2の別紙3) 非機能要件補助資料	3	1-1. 接続方式の全体像と要件の概要	1-1. 接続方式の全体像と要件の概要 における iPaaS 構成時の認証方式について確認してください。 将来的にActiveDirectory または Entra ID を用いた認証と、ローカル認証など他の認証方法との併用は想定されてますでしょうか。 例) 大阪市様職員はEntraID認証で、アプリの開発事業者はデータブリッジのローカル認証など	現時点で想定はないため、併用など認証方法については提案をお願いします。
135	(資料2の別紙3) 非機能要件補助資料	7	2-2. アプリケーションの業務運用における業務一覧 #1: 庁内データブリッジの利用申請対応の業務プロセス	利用申請プロセスにて「所管課とデジタル統括室間での個別調整・相談は完了している前提」とあります。申請前に所管課側で完了すべき調整事項に関するチェックリスト等はガイドラインの作成に中に見込まれておりますでしょうか。	事前調整で確認が必要な項目に関しては、受注者と本市で協議が必要と考えます。ガイドライン上にチェックリストを作成するかは、提案によります。
136	(資料3) 業務委託契約書 (案)	8	業務委託料の支払い第38条	業務委託料に関しては、令和8年度と令和9年度での2分割でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。 また上記2分割が可能な場合、例えば年度内4半期ごとの分割検収におけるお支払いいただくことも可能でしょうか。	各年度における支払額の比率については業務委託仕様書の42ページ「特記仕様書」において指定しています。 業務委託契約書案17ページの「部分払に関する特約条項」に記載のとおり、月1回を超えない範囲で部分払を請求いただくことが可能です。なお、本契約については年度内1回払いを想定しています。
137	(資料3) 業務委託契約書 (案)	15	著作権に関する特約条項第1条	「ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし」と受注者が従前より保有するものの著作権についての記載がありますが、第三者の著作物についても譲渡されない認識でよろしいでしょうか。	著作権に関する特約条項第1条で譲渡するとされているのは受注者の著作権であり、第三者が著作権者である部分については、受注者の権利により発注者へ譲渡することはできません。
138	(資料4) 提案書作成要領	1	1. 1 提出資料及び内容 (2) 実施計画書	実施計画書 (様式なし。) について具体的にはどのような記載を求められていますでしょうか。 プロジェクト計画書とは異なる内容になりますでしょうか。	プロジェクト計画書の簡易版を想定しております。
139	(資料4) 提案書作成要領	2	1. 1 提出資料及び内容 (3) 本業務と同種又は類似業務の実績調書 (様式7)	「本業務と同種又は類似業務の実績調書 (様式7)」 については、再委託を予定している会社のものを記載することも可能でしょうか?	提案事業者の実績のほかに再委託を予定している会社の実績を合わせて記載いただくことは可能です。ただし、再委託先の実績であることを明示してください。
140	(資料4) 提案書作成要領	2	1.1 提出資料及び内容	実施計画書の頁数指定はないという認識で齟齬ないでしょうか。	お見込みの通りです。
141	(資料4) 提案書作成要領	2	2. 1 提案書本編にかかる留意事項 (5)	「提案書本文に使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とし」とありますが、本文以外のイメージ図においては文字サイズの指定ができないため、10.5 ポイント程度であればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
142	(資料4) 提案書作成要領	2. 1 提案書本編にかかる留意事項	(8) 提案書の副本に関する記述	副本において、入札参加者の商号又は名称が特定できないようにすることとありますが、副本について様式7から9を含めて提出する場合、様式の記載も入札参加者の特定ができないようにする必要がありますでしょうか。	お見込みの通りです。
143	(資料4) 提案書作成要領	2. 1 提案書本編にかかる留意事項	(8) 提案書の副本に関する記述	袋綴じ及び押印せずとありますが、製本 (ホッチキス留め) も不要でしょうか。クリップ留めの方がよろしいでしょうか。	袋綴じは不要ですが、資料がばらけないように、製本・バインダー留め・クリップ留めなどを行ってください。
144	(資料4) 提案書作成要領	2. 1 提案書本編にかかる留意事項	(8) 提案書の副本に関する記述	提案書の副本には提案書本紙以外の指定様式類は含まれますでしょうか。	副本にも提案書本紙以外の指定様式類を含みます。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
145	(資料5の別紙) 提案書評価表	-	評価項目及び評価観点(全般)	提案書評価表の評価項目・評価観点の文中の「他事例との比較優位性」の定義について、「他の選択肢」「類似の他案件事例」「他事業者」のいずれの意図で記載されているものかご教示いただけますでしょうか。特に小項目3.1.1等、同一項目中に「他事業者との比較優位性」「他事例との比較優位性」の記載が混在しているものがあり、記載意図を補足いただきたいと考えております。	広く他と比較した場合の優位性を示していただく意図のため、「他事業者」等の表現は例示とお考えください。
146	(資料5の別紙) 提案書評価表	1	3.1.2 庁内データブリッジ各種ガイドラインの作成	記述項目一覧に「各種ガイドライン(開発ガイドライン・利用ガイドライン・運用ガイドライン)」と記載がある一方、評価観点2~5では開発ガイドラインのみに言及してあります。本章では利用ガイドラインおよび運用ガイドラインに対する進め方や周知・遵守の施策は評価対象外でしょうか。記載意図を補足いただきたいと考えております。	ご提案はすべて評価対象となりますが、特に開発ガイドラインを重視しての記載です。
147	(資料5の別紙) 提案書評価表	3	技術評価点6 追加提案維持管理費用に関する提案	ご説明自体は「様式10 運用保守・本番稼働用ライセンス等想定費用内訳書」にて記載したものにより評価を実施されるものと想定します。本件提案書内にも当該項目に関するページを含めさせていただいた方がよろしいでしょうか。	様式10の内容を転記いただく必要はありません。様式10に記載できなかった前提や意図を提案書にて記載ください。
148	(資料5の別紙) 提案書評価表	3	7.1.1 追加提案(業務実施に当たっての工夫)	本評価項目において求められている追加提案は、以下の2パターンのどちらの意図でしょうか。 ①令和10年度以降の運用・保守工程で活用可能になる追加提案。(本業務の委託期間(令和9年度末まで)中に実装) ②令和10年度以降の運用・保守工程においての実現・実装を想定した内容。(追加提案の実装作業は運用保守工程で実施する別途契約)	②を想定していますが、令和10年度以降の実装に向け、令和9年度に予算要求が必要であることを踏まえて提案してください。
149	(資料5の別紙) 提案書評価表	4.2.1	4.2.1非機能要件の実現方法	評価観点の「6. 本業務委託を取り巻く各種タスクとの依存関係、サービス構築事業者との調整方法、検討・構築の進め方、実現性の検証方法等について、バックオフィスDXプロジェクトの特性を踏まえて具体的に記述されているか。」について、バックオフィスDXプロジェクトの特性とはどのようなものか。庁内データブリッジの特性と読み替えればよいのでしょうか。	庁内データブリッジと読み替えていただいて問題ありません。バックオフィスDXプロジェクトを含め本市DXを推進していくことを念頭に記載ください。
150	(資料5の別紙) 提案書評価表	3.業務要件に対する提案	3.2施行運用工程	左記、該当項目に記載の「施行運用工程」について「試行運用工程」の誤記でしょうか。	「試行運用工程」の誤記です。
151	(資料5の別紙) 提案書評価表	5.業務委託要件に対する提案	業務推進体制・責任者に対する記述	左記、該当項目を含む提案内容について、提案書本文で指定様式を参照する記載をした場合に評価対象として含むでしょうか。	参照として指定様式を記載した場合、指定様式も評価対象として含めますが、提案書には提案の特徴・様式記載内容にかかる考え方を記載ください。
152	(様式7) 本業務と同種又は類似業務の実績調書	全般	-	本業務と同種又は類似業務の実績調書の記載でございますが、「資料5の別紙 提案書評価表 2.1.2 導入実績」においても、同様の記載を求められている認識です。様式7の記載内容について、ご評価の対象となりますでしょうか。様式7の位置づけにつきまして、ご教示をお願いします。	様式の記載内容を提案書を裏付けるものとし、様式についても評価の参考とします。
153	(様式8) 業務実施体制表・プロジェクト実施体制図	全般	-	業務実施体制表・プロジェクト実施体制図の記載でございますが、「資料5の別紙 提案書評価表 5.1 業務推進体制」においても、同様の記載を求められている認識です。様式8の記載内容について、ご評価の対象となりますでしょうか。様式8の位置づけにつきまして、ご教示をお願いします。	様式の記載内容を提案書を裏付けるものとし、様式についても評価の参考とします。
154	(様式9) 配置予定スタッフの経歴・従事業務調書	全般	-	配置予定スタッフの経歴・従事業務調書の記載でございますが、「資料5の別紙 提案書評価表 5.1 業務推進体制」においても、同様の記載を求められている認識です。様式9の記載内容について、ご評価の対象となりますでしょうか。様式9の位置づけにつきまして、ご教示をお願いします。	様式の記載内容を提案書を裏付けるものとし、様式についても評価の参考とします。
155	(様式10) 運用保守・本番稼働用ライセンス等想定費用内訳書	(条件1)運用保守費用内訳	-	庁内データブリッジの機能追加費用の項目がありますが、こちらの機能追加は本調達で構築したデータブリッジに対して一つの機能を追加する前提で費用を算出する想定でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
156	(様式10) 運用保守・本番稼働用ライセンス等想定費用内訳書	(条件1)運用保守費用内訳	-	ライセンス費用の積算を積算するために、令和10年以降でデータブリッジで稼働するアプリケーションの計画があればご教示ください。ない場合は前提において回答でよろしいでしょうか。	現時点では未定ですので、前提を置いて回答ください。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
157	(様式10) 運用保守・本番稼働用ライセンス等想定費用内訳書	開発工数・費用	-	簡単な業務ロジックと複雑な業務ロジックの2パターンの記載がありますが、それぞれの「簡単」「複雑」の定義についてご教示をお願いします。定義がない場合は前提をおいて回答でよろしいでしょうか。	提案するソリューションにおける前提を置いて回答ください。前提については提案書等で説明願います。
158	(様式11) 工数積算シート	工数積算シート	-	各役割に記載する項目は「プロジェクトマネージャー」や「プロジェクトリーダー」を想定していますが相違ないでしょうか。	相違ありません。
159	(貸与資料2) eL-QRに係る業務フロー	4	「①納付書情報登録」の「②各基幹システムから社内データブリッジへ納付書情報・ファイル連携」	本案件におけるファイル連携の通信方向について確認させてください。ネットワークセキュリティの確保および運用管理の観点から、「序内データブリッジ側を起点として、基幹システムへファイルを取得しに行く形式(Pull型)」を想定しております。貴庁のセキュリティポリシーや基幹システム側の仕様において、上記構成で問題ないでしょうか。	問題ありません。
160	その他	-	提出物について	提案書の補足情報としてサービス紹介動画のご提出は可能でしょうか。	動画の提出は不可です。